

在日朝鮮人の民族教育

「これまで」と「これから」

成嶋 隆

はじめに

一九四八年四月二四日、兵庫県の朝鮮初中級学校で、朝鮮人生徒が警官隊により射殺されるという事件が起きた。この年の一月、アメリカ占領軍の指示の下に朝鮮人学校閉鎖命令が出されたが、これに反対する在日朝鮮人の教師・生徒・父母が各地で抗議行動を展開した。その中で起きたのがこの悲劇―「阪神教育事件」と呼ばれる―であった。

一九六三年五月一三日、茨城県の朝鮮人午後夜間学校で、授業中の教室に警官が押し入り、女教師に外国

人登録証の呈示を求めた。たまたまそれを自宅に置いてきた彼女は、その場で逮捕・連行された。在日外国人に外国人登録証明書の常時携帯および官憲への呈示を義務づけている外国人登録法による弾圧の事例である。一九六七年一〇月三十一日、東京都小平市にある朝鮮大を標的として、陸上自衛隊小平駐屯部隊の隊員二〇名が威嚇射撃訓練を行った。

同じく一九六〇年代の後半、朝鮮高校生に対する暴行事件が相次いだ。例えば東京都板橋区十条にある朝鮮高級学校生徒に対して、周辺の日本の高校（国士館高校・帝京商業高校など）の生徒が集団的に暴行を働

いた。日本の高校生は、鉄パイプ、チェーン、ヌンチヤクなどで「武装」し、駅前や街頭で白昼堂々と朝鮮高校生を襲撃した。警察は見て見ぬふりをして、彼らの蛮行を放任した。こうした朝鮮学校生徒に対する暴行やいやがらせは、その後も周期的に発生している。一九八九年には、いわゆる「パチンコ疑惑」にからんで朝鮮学校生が襲われ、最近では「北朝鮮の核疑惑」に関係するとみられるチマ・チョゴリ姿の女子生徒への襲撃事件が起きている。

今年六月六日、京都府警は京都朝鮮学園に対し「国土利用計画法違反」の容疑で捜索を行った。これが京都市の検索ミスによる誤認捜索であることが分かった後も、府警は何ら正式な謝罪をしていない。

——以上は、在日朝鮮人の民族教育に対するいわれのない弾圧や攻撃の、ほんの数例である。自分たちの子弟を自分たちの民族の伝統に従って教育しようとする当然の営みが、なにゆえにこのような迫害を受けねばならないのだろうか。日本国憲法が高らかに宣言する「権利としての教育」の理念は、彼ら在日朝鮮人には及ばないのだろうか。

「治安」の対象としての民族教育

在日朝鮮人の民族教育は、日本の敗戦つまり彼らに

とっては解放の日から開始された。当時、日本には約二六〇万人の朝鮮人が在留していた。いうまでもなく彼らは、三六年に及ぶ日本の朝鮮植民地支配の結果、あるいは生活の手段を奪われて日本に流入し、あるいは国家総動員法の朝鮮人への適用により朝鮮半島各地から強制連行されてきた人々とその子孫である。彼らのうち大部分は、解放と同時に祖国に帰還したが、諸般の事情から日本に在留せざるを得ない人々もいた。

民族教育の事業は、最初は帰国準備のためのものであった。解放直後、雨後の竹の子のごとく全国に「国語教室」が開かれた。その数は実に五〇〇カ所に及ぶ。教室はその後学校としての体裁を整えるようになったが、その矢先、朝鮮人学校閉鎖命令が出された。この弾圧で民族教育は大きな痛手を被ったが、親たちの努力によりその灯は絶えることなく受け継がれた。

一九六〇年代に入り、在日朝鮮人がとった新たな方針は、朝鮮学校を日本の正規の法令に基づく学校として認知させるといったことだった。これは日本社会への定住性を深めつつある在日朝鮮人が、日本の主権を尊重する在日外国人としての立場を明確にするという趣旨に出たものである。この方針の下、各地の朝鮮学校は、都道府県知事に対し朝鮮学校を学校教育法八三条の定める「各種学校」として認可することを求めて申

請を行うことになる。

先に紹介した朝鮮大学校も、美濃部亮吉東京都知事（当時）に対して各種学校認可の申請を行った。一九六七年のことである。同知事がこの問題につき東京都私学審議会に諮問した頃から、朝鮮大学校に対するさまざまな攻撃が始まる。その特徴を一言でいえば「民族教育Ⅱ反日教育」という決めつけである。例えば、内閣調査室の『調査月報』一九六五年七月号は、「朝鮮総聯（在日朝鮮人総聯合会）系の学校は、民族主義、共産主義教育に徹底している」と書き、また元法務省入国管理参事官の池上努は「総連系の学校はすべて強烈な民族主義、共産主義教育を行っている。ある人いわせると、日本国内で日本の赤色革命の闘士を養成しているのだという」と、デマゴギーまがいのことをその著書に書いている。これらを受け、国会では時の文部大臣が「一部に北朝鮮系の学校の中には反日教育をやっているというふうなうわさがあります。明確には承知致しておりませんが、そういう説をなす者もそうとう世間にはございます」と発言している（一九六五年二月四日参議院日韓特別委員会における中村文部大臣答弁）。この国会答弁の後、文部省は各都道府県教育委員会および知事宛に次のような通達を発している。——（一）朝鮮人学校については、学校教育

法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと。（二）朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとつて、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきではないこと。

この通達が、都知事の諮問を受けて朝鮮大学校の認可問題を審議していた東京都私学審議会を牽制したものであることは明らかである。果たせるかな、同審議会が一九六八年七月に都知事に提出した答申は、次のようなものとなった。——「外国人がわが国で学校を設置し、組織的な教育を行う場合、そこに学が外国人子弟の生活の基盤がわが国である以上、当該民族の主義主張のみを教育し、わが国およびわが国民との友好関係を無視したものであった場合、わが国としてこれを認可し、保護する必要はないと思います。」

右にみたように、朝鮮学校の行う教育は反日教育だというのが日本政府の見方であった。かかる発想から導かれるのは、朝鮮学校をもっぱら「治安」の対象とみなすという観点である。現に、前掲『調査月報』は、「この問題は文教問題として取り上げるより、閉鎖の実力行使をどうするかというような治安問題としての

処理を考えねばならない」と明言している。

ところで、朝鮮大学の認可申請の翌年、国会に一つの法律案が提出された。その後、四度にわたって立法化が企図された「外国人学校法案」である。この法案にも、民族教育Ⅱ反日教育という予断が貫かれていゝる。同法案は「(外国人学校が)わが国の利益と調和を保ちつつ発展することができるようにする」とその目的を示し、また「(外国人学校は)わが国若しくはわが国民に対する誤った判断を植えつけて相互不信の念を起こさせ、わが国の国際的な友好親善を著しく阻害し、又はわが国の憲法上の機関が決定した施策若しくはその実施をことさらに非難する教育その他わが国の利益を害すると認められる教育を行つてはならない」とも規定する。後者の規定の後段は、「施策(の実施)」の「妨害」ではなく「非難」することさえ禁止しているから、朝鮮学校に直接利害関係を有する「施策」の批判さえも許されないことになる。その点はおくとして、これらの規定から読み取れるのは、「わが国」が外国人学校(実際には朝鮮学校)の教育を承認し援助することが「国際的な友好親善」を助長するのではなく、外国人学校における教育が国際親善を阻害する可能性があるとの予断である。後者の場合の「友好親善」の相手方がどの国なのかは、すぐに想像がつか

く。いずれにせよ、この法案が「わが国の利益」すなわち日本の「国益」を最優先させ、在日外国人の「利益」を一顧だにしないことの中に、在日朝鮮人の民族教育に対する日本政府のホンネが見えていゝといえよう。

朝鮮学校のステータス

現在、朝鮮学校は学校教育法上は「各種学校」の地位を有する。かつてはこの地位を獲得することさえも困難であったが、現時点での問題は、日本政府が、この「各種学校」の地位を逆手にとって朝鮮学校に対するさまざまな差別待遇を正当化しているということである。差別待遇とは、朝鮮中級学校卒業生の日本の公立高校への入学(受験)資格および同高級学校卒業生の日本の国公立大学への入学(受験)資格が認められていない、高体連・中体連への正式加盟が認められていない、朝鮮学校への公的助成がなされず、その不足を補うための父母からの寄附金が税法上の損金として控除の対象とされていない、といったことである。

これらのうち、朝鮮高校生の大学進学資格の問題についていうと、これを阻んでいる「論拠」は「朝鮮学校は学校教育法の第一条に定める正規の学校(いわゆる「一学校」)ではない」の一点につきる。この形式

論の背後には、朝鮮学校の教育内容が、学習指導要領や教科書検定さらには教員免許制度などにより厳格に統制されている日本の公教育のそれとはなじまない、という実質的な理由が隠されている。この論理は正しいといえるだろうか。

「日本の公教育になじまない」？

大学入学資格を定める学校教育法五六条は、「高等学校卒業者」「通常の課程による一二年の学校教育を修了した者」とともに「監督庁（文部大臣）の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者」を資格者としてあげている。そして「同等以上」の者については、同法施行規則六九条が規定しているが、その第一号は「外国において、学校教育における一二年の課程を修了した者」となっている。ここから読み取れるのは、法は、外国にあって当該外国の学校教育を一二年間受けた者を日本の大学への入学資格者として認めている、ということである。だとすれば、日本国内で一二年の外国人学校教育を受けた者も、ここに規定するケースと本質的には同一であるから、同様に入学資格が認められねばならない。

一九九四年春の在日本朝鮮人中央教育会の調べによると、現在、全私立大学の約四〇％にあたる四〇六校、

全公立大学の約三五％にあたる一七校が、朝鮮学校を含む外国人学校の卒業生に受験資格を認めているが、これは右のような実質判断に基づくものであろう。問題は文部省が頑として譲らない国立大学である。国立ではただの一枚も門を開いていない。文部省の担当官は、国立大学に朝鮮学校卒業生の入学を認めないのは「国体の問題だ」という。文部省が「面子」をかけて「護持」しようとする「国体」は日本の公教育とは、いったい何なのか。

公教育は、もともと発生的には国家（政治権力）による国民統合のための制度装置という性格を持っていた。「公教育」は「国民教育」という等置がなされるのもそのためである。進歩的な教育（法）学者の提唱する「主権者教育」という観念も、この発想の裏返しでしかない。しかし、教育の営みをこのように国家主義的に捉えることを否定したのが戦後教育改革ではなかったか。兼子仁が指摘するように、学校教育そのものは国政の一環ではなく、諸個人の人間形成にかかわる社会の文化活動である。その社会の構成員が今日のように多元化・多様化しつつあるとき、「国籍」という枠内に教育の営みを局限することは条理に反する。在日朝鮮人をはじめとする定住外国人が日本社会の構成員である以上、彼らの担う文化的多元性を承認する

ことこそ、今日いわれている「教育の国際化」の理念にも合致する。その意味で「外国人学校の教育は学習指導要領に準拠していない」ことをもって日本の公教育からの排除を正当化する（文部省などの）見解は、本末転倒である。そのような「教育課程の国家基準」を設定し、教育における文化的・民族的多様性を認めないことの方が誤りなのである。

日本がようやく批准した「子どもの特権条約」は、民族的少数派の子どもがその民族の言語による教育を受け、民族的アンデンティティを保持しうる権利を定めている。現在約九万人の在日朝鮮人の子どもが日本の学校で学んでいるが、その九割までが日本名を名のり自分の民族を隠している。彼らの多くは、卒業・就職のときに「民族の壁」に突き当たり、自己のアイデンティティについて苦悩するという。アイデンティティの喪失は、一九八五年には、日本の高校に通っていた二人の朝鮮高校生を自殺に追い込んだ。こうした悲劇を繰り返させないためにも、民族教育の権利性を承認することが、「権利条約」を批准した日本の責任といえよう。

(なるしまたかし 新潟大学法学部教授)

表紙の写真について

妻と孫とつれだって新潟市美術館の「市展」をみにでかけた。展覧会場の写真部門の一つの作品に釘付けになった。

題は「出発」：「たびだち」とよむのだろうか、市役所をたずね、てづるをもとめてやっと作者の後藤近博さん（高校教員）とコンタクトがとれた。

「情報」四〇号の特集、大学入試と新潟県にふさわしい写真をと求めていたこと、二人の女の子の「あった／＼」「はいった」「さあ、またつぎのあたらしい自立へのステップがはじまる」そんな喜びと決意がつたわる一瞬を凝縮した表情に感動したことを、ややもすれば重たいテーマの特集の奥にあるのびゆく次の世代へのおとなたちのあたたかいはげまし気持ちもつたわってくることをお伝えして表紙に使わせていたきたい旨もうしあげた。おりかえしの先生からのお手紙はネガをそえてのはげましのお言葉だった。うれしかった。

わたしが大学入学合格の瞬間だともった二人の写真は高校入学合格の場面だった。

編集部はみな大学生になるこどもたちとおもっていた。知的に育ち大人びた表情だったからだろうか。

(編集長・本田敏彦)